

## 北朝の領民酋長制に就いて

佐久間 吉也

中國の歴史は漢民族と北方民族との交渉が極めて多い。特に元、清は完全に北方民族が支配した時代である。漢代は一應漢文化として完結したが、三國を経て晉に及び匈奴、羯、鮮卑、氐、羌の五胡が南下して漢民族の社會は混亂した。此處に於て北方民族と漢民族とが夫々北支と中南支に據り所謂南北朝時代を形成した。北朝は南に漢民族と對立し、北に他の北方民族を控え、社會的に政治的に種々の問題を惹起した。

金石萃編によると、黄河の北方安陽縣に隋の張景略の碑文があり、祖先に第一領民酋長となつた者のあることが明記されてゐる。正史に依ると北魏、北齊に出てゐるが他に見ることが出来ない。碑文の後註に北魏の初制であると記してあるが、その内容に就いては記す所がない。山崎宏氏は昭和二十二年七月發行の東洋史研究新第一卷、第五・六號に「北魏大人官に就いて」を發表したがその中で

若干生蕃的部族があつて、之を編民となし得なかつた爲に北魏では領民酋長制を設けた

と述べられてそれ以上言及をさけられてゐる。其の他その内容、意味に關して寡聞にして論文を知らない。

拓跋族は朔北の遊牧民族で次第に漢化の傾向を辿つた。魏書卷百十三、官氏志に、建國の初の官號は古の純法に依り、各官廳の走使者を鳧鴨と云ひ、その迅速の狀を表し、又伺察者を白鷺と云ひ、その延頸遠望の狀を取つたと述べ

てゐる。又大人の號を諸官廳の長官に用ひてゐるが、領民酋長の號も此の例に漏れないものと思ふ。

酋長の號に就いて魏書官氏志に

建國二年（三三九）初置<sub>三</sub>左右近侍之職、無常員<sub>一</sub>。（中略）諸方雜人來附者、總謂<sub>三</sub>之烏丸<sub>一</sub>、各以<sub>三</sub>多少<sub>一</sub>稱<sub>三</sub>酋

庶長<sub>一</sub>、分爲<sub>三</sub>南北部<sub>一</sub>、復置<sub>三</sub>二部大人<sub>一</sub>以統<sub>三</sub>攝<sub>一</sub>。

とあり、昭成帝什翼健の建國二年に諸方雜人の來附したる者の多少に依つて酋長或は庶長とした。尤も從來酋長等の號は存在して居つたが建國二年に公の號とした。酋長の例として北史卷五十三、斛律羌舉傳に

斛律羌舉、太安人也。世爲<sub>三</sub>部落酋長<sub>一</sub>。羌舉少驍果、從<sub>三</sub>爾朱兆<sub>一</sub>。

とあり、魏末の斛律羌舉の祖先は代々部落酋長であつた。又北齊書卷二十七、破六韓常傳に

破六韓常字保年、附化人。匈奴單于之裔也。右谷蠡王潘六奚、沒<sub>三</sub>於魏<sub>一</sub>。其子孫以<sub>三</sub>潘六奚<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>氏。後人訛以爲<sub>三</sub>

破六韓<sub>一</sub>。世領<sub>三</sub>部落<sub>一</sub>、其父孔雀襲<sub>三</sub>酋長<sub>一</sub>。

とあり、破六韓常の祖先は匈奴單于の後裔で部落を領してゐた。その他酋長に類似の用語として酋帥、渠帥等が用ひられてゐる。

所が酋長に領民の二大が冠せられて正史に見出される。魏書卷七十四 爾朱榮傳に

爾朱榮字天寶、北秀容人也。其先居<sub>三</sub>於爾朱川<sub>一</sub>、因爲<sub>レ</sub>氏焉。常領<sub>三</sub>部落<sub>一</sub>、世爲<sub>三</sub>酋帥<sub>一</sub>。高祖羽健、登國（三八

六）初、爲<sub>三</sub>領民酋長<sub>一</sub>、率<sub>三</sub>契胡武士千七百人<sub>一</sub>、從<sub>レ</sub>駕<sub>三</sub>平晉陽<sub>一</sub>。

とあり、北秀容は今日の山西省北部の桑乾河上流の山地であるが當地の酋帥であつた羽健が、太祖道武帝の登國の初年、領民酋長となつた。之は金石萃編張景略の碑の後註の意見を實證するものである。又周書卷十六、獨孤信傳に

獨孤信、雲中人也。本名如顛、魏氏之初有三十六部。其先伏留屯者、爲部落大人。與魏俱起、祖俟尼、和平中、以良家子、自雲中鎮武川、因家焉。父庫者、爲領民酋長。少雄豪有節義。北州咸敬服之。

とあり、獨孤伏留化は魏初三十六部の一にして部落大人であつた。我が國、徳川時代の譜代大名の如き者である。第三の例として周書卷十七、劉亮傳に

劉亮、中山人也。本名道德、祖祐連、魏蔚州刺史。父持真、鎮遠將軍領民酋長。魏大統中、以亮著勳、追贈車騎大將軍儀同三司恒州刺史。

とあり、劉祐連は刺史となり子の劉持真是領民酋長となつた。北朝の正史に於て領民酋長の號が示されてゐるのは三例のみである。爾朱羽健は生蕃的部族を率ゐて居り、獨孤庫は譜代大名の如き部落大人であり、最後の劉持真是刺史の家柄である。前二者は魏初に屬し劉持真是子の劉亮が大統中著勳を立てたのであるから、其の父は魏の中期に屬する。

就中爾朱羽健の子、榮は最も注目すべき人物であつて北魏崩壞に重要な役割を演じた。

正史に於てもその記述は詳細を極めてゐる。即ち肅宗の代に君側の奸を除くと稱し百官公卿士三千余人を殺戮したと北史に述べてゐる。

羽健の後裔、代勤と領民酋長を繼ぎ、父新興も又領民酋長となつた。魏書卷七十四、爾朱榮傳に

父新興、太和中、繼爲酋長。家世豪境、財貨豐贏、會行馬群。一白蛇、頭有兩頭、遊於馬前。新興異之謂曰。爾若有神、令我畜牧蕃息。自是之後、日覺滋盛。牛羊駝馬、色別爲群。谷量而已。朝廷每有征討、輒獻私馬、兼備資糧、助裨軍用。高祖嘉之、除右將軍光祿大夫。及遷洛後、特聽冬朝京

師<sup>二</sup>、夏歸<sup>中</sup>者部落<sup>上</sup>。每<sup>三</sup>入朝諸王公朝貴、競以<sup>三</sup>珍饈<sup>上</sup>遺<sup>之</sup>、新興亦報以<sup>三</sup>名馬<sup>上</sup>。轉<sup>三</sup>散騎常侍、平北將軍、秀容第一領民酋長<sup>一</sup>。

とあり、新興が谷を以て量る程の畜牧を有し征討する毎に私馬を献じ軍備に供へた。功により高祖の時代に第一領民酋長に任ぜられた。領民の上に番號第一と冠せられてゐるのは第二第三を豫想せしむるものであるが事實正史には第三迄表れてゐる。更に周書によると既に魏初に第一領民酋長になつた者が居る。即ち叱列伏龜の祖及び高宗の二人である。叱列伏龜は代郡西部の人で祖先は世々部落大人であつたが魏初に入附して第一領民酋長となつた。伏龜は父の業を繼いで領民酋長となつたとあるから矢張り第一領民酋長であると思ふ。高宗の傳は簡單であるが高句麗人で魏初衆を率ゐて歸魏して第一領民酋長となつた。従つて魏初太祖道武帝の代から領民酋長と番號の冠せる領民酋長が存したことになる。

爾朱羽健が遷洛後特に冬上京し夏部落に歸ることが許されたとあるが、之は當時大部問題となつたことで、次の位に立つた世宗の代には外人が洛陽の暑さに耐へられないので北方に歸りたいと願ひ出たが元暉の上奏によつて許されなかつた。肅宗の代に庫狄干と後述する斛律金が許可になつてゐるに過ぎない。尤も洛陽伽藍記卷三に

北夷酋長、遣<sup>レ</sup>子入侍者、常秋來夏歸、避<sup>三</sup>中國之熱、時人謂<sup>三</sup>之雁臣<sup>上</sup>。

とある如く、北方民族の入朝者は秋來り夏歸つたので雁臣と言はれた。爾朱新興は所謂雁臣に類したわけである。北魏の最盛期も過ぎ肅宗の代になると北鎮に叛亂が起り沃野鎮人破六韓拔陵が畜漢不平の徒を糾合して附近の諸鎮を襲ひ影響する所極めて甚大であつた。然し鎮定すべき名將は最早中央には見られず之を鎮定したのは從來中央とは餘り關係の深くない爾朱榮であつた。肅宗は彼の力に借りて國政の振興を計らんとしたが熾太后一派は先んじて肅宗を毒

殺したので榮に乗すべき機會を與へた。彼は孝莊帝を擁立して入洛し王公卿士を殺戮し天下を竦動せしめた。然して領民酋長の號に就いては正史には何等記す所がない。然るに洛陽伽藍記卷一、永寧寺條に

建義中、太原王爾朱榮、總三士馬於此寺。榮字天寶、北秀容人也。世爲第一領民酋長、博陵郡公。部落八千餘家、有三馬數萬匹、富等天府。

とあり、武泰元年の四月以後に改元されて建義となつたもので大原王になる以前に父新興と同じく第一領民酋長に任ぜられてゐることは明かである。八千餘家を領有し馬數萬匹を有し莫大な富の所有者であつた。されば孝昌二年自ら天子と稱し齊國と號し年號を廣安と稱し一王國を形成してゐた。當時の社會は身分差が甚しく例へば爾朱榮によつて入洛の際に誅せられた高陽王雅は僮僕六千、妓女五百を使役して居り富は山海を兼ね第宅は帝宮に匹敵し、漢晉以來此の様な豪奢な生活はないと記されてゐるが、爾朱榮もかゝる貴族的生活と相對し北邊の豪族の性格を物語るものであらう。

其他魏末に第一領民酋長になりたる人に代人侯莫陳伏爾可<sup>(4)</sup>や馬邑の鮮卑乞伏纂<sup>(5)</sup>がある。一体北魏末になると番號の附せる領民酋長が多いのであるが多少とも爾朱榮と關係せる者が多い。入洛後は威勢を振ひ、魏書卷七十四、爾朱榮傳に

或有僥倖求官者、皆請榮承候。得其啓請、無不遂之。

と云ふが如きであり、領民酋長の號もその例に漏れないものと思ふ。斛律氏は那瓊、その子金、孫光は金の兄平と一族から四名の領民酋長が出てゐる。北齊書卷十七 斛律金傳に

斛律金字阿六敦、朔州勅勒部人也。高祖倍俛利以壯勇、有塞表、道武時率戶內附。賜爵蓋郡公。祖幡地斤

殿中尙書、父那瓌光祿大夫第一領民酋長。

とあり、北邊朔州の勅勒部人である。勅勒は漢人の云ふ高車或は丁零を指し、北方人が勅勒と呼んでゐる。太祖の時に内附し那瓌に至つて第一領民酋長となつた。金は沃野鎮人破六韓拔陵が正光末に叛亂を起すや、金は衆を擁して之に屬した。後拔陵が敗滅すると萬戸を率えて魏に降り第二領民酋長となつた。冬朝夏歸の恩典を與へられた。後再轉して爾朱榮に歸し、後更に高歡に從つて第一領民酋長となつた。轉々として主君を換へてゐるが戰亂の常である。彼の性格に就いて北史卷五十四、斛律金傳に

金性質直、不識文字。本名敦、苦其難著、改名爲金。從其便易、猶以爲難。司馬子如、敢爲金字、作屋、況其字。乃就神武、重其古質。誠文襄曰。爾所使多漢、有纒此人者勿信之。及文襄嗣、爲肆州刺史。

とあり、彼の性質は質朴であるが文字を知らず自分の名を書くことも出来なかつた程である。又用兵には、望塵知三馬步多少、嗅地知軍度遠近

と北史の同傳にある如く、所謂匈奴の法を用ひ高歡に大いに珍重された。金の長子光は父の死後咸陽王の爵と共に併せて第一領民酋長を繼いだ。金の如くに騎射に巧みであり用兵には匈奴の法を用ひた。光の子羨には領民酋長の號がない。金の兄平は爾朱榮に仕へ父の第一領民酋長の號を受け繼いだ。かくて斛律氏は一皇后、二太子妃を出し、三公主を納れるといふ程に繁榮した。

叱列延慶は代西部の人で世々酋帥であつたが正光末爾朱榮に隨つて入洛し西部第一領民酋長となつた。叱列平は代郡西部の人で第一領民酋長となつた。北齊書卷二十、叱列平傳に

叱列平、字殺鬼、代郡西部人也。世爲酋帥。平有容貌美鬚、善騎射、襲第一領民酋長臨江伯。孝昌末、拔陵反叛。茹茹衆、入寇馬邑。平以統軍、屬有戰功。

とあり、文面によると孝昌末拔陵が反叛したのであるから彼が第一領民酋長となつたのは孝昌以前となるが、拔陵が反叛したのは魏書卷九帝紀によると明かに正光五年三月になつて居るので孝昌は正光の誤である。叱列平は矢張後に爾朱榮に従つてゐる。叱列延慶、叱列平は先の叱列伏龜と同族と思はれる。破六韓孔雀は北邊附化（山西省太原の西方）の人で匈奴單于の後裔で世々部落を領した酋長の家柄で、宗人の拔陵が亂を爲した時に部下一萬人を率ゐて爾朱榮に降り第一領民酋長となる。又孔雀の子常は高歡の起義に功あり死後第一領民酋長を贈られた。念賢は西邊の金城抱罕（甘肅省）の人で大家子であるが北邊の武川鎮に移り高車鮮卑等を招慰して功があり永熙中第一領民酋長となつた。後降戸を領して豪奢な生活をしたが高歡に忌まれて殺害された。高市貴は北邊善無の人で孝昌初恒州の勅勒が叛した際平定し、爾朱榮が孝莊帝を擁立するに及び第一領民酋長となつた。時代は建義中である。王懷はその出自明らかならず魏末の中興年間第一領民酋長となり後高歡に従つた。王懷は代人薛孤延と共に韓樓の叛を平定したのであるから代出身か或はその附近と思はれる。薛孤延は高歡の起義に従ひ第一領民酋長となつた。梁禦は安定（甘肅省）の人であるが後北邊の武川鎮に移り爾朱天光に従ひ功により第一領民酋長となつた。步大汗薩は太安狄那（山西省壽陽縣の西）の人で正光末の擾亂に際して爾朱榮に従ひ後高歡に従ひて第三領民酋長となつた。以上により第一から第三までの領民酋長があり斛律金の場合により第二から第一へと進んで居り第一が優位であることが明かなり。

次に問題となるのは高歡であつて、最初は爾朱榮に見出されたのであるが、榮が誅滅せらるゝに及んで爾朱一族を討伐し遂に孝靜帝を擁立し東魏を起した。北齊書卷一、帝紀に

齊高祖、神武皇帝、性高名歡、字賀六渾、渤海修人也。六世祖隱、晉玄菟太守。隱生慶、慶生泰、泰生湖。

三世仕慕容氏、及慕容寶敗國亂、湖率衆歸魏、爲右將軍。湖生四子、第三子謚仕魏、位至侍御史。坐法徙居懷朔鎮。(中略)神武既累世北邊、故習其俗、遂同鮮卑、長而深沈有大度。

とあり、渤海の修人としてあるが之に就いて濱口重國氏の精緻なる論文により僞作の系譜なることが喝破された。即ち高歡は名もない家の出身であるが覇者となる爲に當時漢族にして魏朝の名臣である高允の系圖に關係したものである。祖父湖は北邊に居り習俗は鮮卑に類し、字の如きも賀六渾であり勅勒人の斛律金が阿六敦と云ふのと相通するものである。爾朱榮に仕へて第三鎮人酋長となつた。彼は榮の幕内にあり大變信任が厚く、榮は自分の後繼者は一族の者より此の賀六渾であると部下の前で公言した程である。然し榮が死するや彼は巧に衆を誘ひて爾朱氏一族誅滅を圖つた。彼は鮮卑と漢人との間を巧妙に操縦した。通鑑卷百五十七によると鮮卑に對しては

漢民是汝奴、夫爲汝耕、婦爲汝織、輸汝粟帛、令汝溫飽、汝何爲陵之。

と云ひ、又一方漢人に對しては、

鮮卑是汝奴客、得汝一斛粟一匹絹、爲汝擊賊。令汝安寧、汝何爲疾之

と申して、お互に矜持を持たしめて争の無いようにした。爾朱度律が節閔帝を擁立した時高歡を羈縻し渤海王に爲さんとしたが辭したので第一鎮人酋長とした。高歡は北齊書、北史共に鎮人酋長となつて居る。外に只一人万俟普が北齊書卷二十七に於て山西汾城の匈奴で正光末第二鎮人酋長となつたことが記されて居るが北史卷五十三に於ては第二鎮人酋長となつてゐる。元來魏書の各例及洛陽伽藍記には鎮民酋長とあり碑文にも鎮民酋長と殘つてゐる。然るに北史に於ては總て鎮人として人の字を用ゐてゐる。殿本周書卷一の全文淳の後註によると



太宗諱世民、凡世字皆作<sup>二</sup>代字<sup>一</sup>、民字皆作<sup>二</sup>人字<sup>一</sup>。此書間有<sup>下</sup>存<sup>三</sup>其舊<sup>二</sup>者<sup>上</sup>。然已改<sup>三</sup>之七<sup>二</sup>八<sup>一</sup>矣。大約八書惟南  
北史多存<sup>三</sup>其舊<sup>二</sup>。晉書太宗自撰、而景子、景寅之類、俱無<sup>三</sup>存者<sup>二</sup>。其爲<sup>三</sup>後人妄改<sup>二</sup>者多矣。

とあり、唐太宗の諱は世民であるから世民の字を避けて民字は人字を用ゐたことが述べられてゐる。従つて唐代以前の正史は皆人字を用ゐたが後改められて了つた、只南北史が舊を存すと述べてゐるのである。故に北史の領人酋長は領民酋長とならねばならぬ。万俟普が北史では鎮人となつてゐるが領民と訂正されるべきであらう、勿論當時鎮人は北鎮の人々を指すが北鎮は夫々武川鎮とか懷朔鎮のように固有名詞を持ち番號を附して第何鎮と申した例はない。第二鎮人酋長と云ふのも理のないことである。高歡が北齊書、北史共に鎮人になつてゐるが、彼の出身は鮮卑の血が混じたと思はれる節があり、然かも爾朱榮の幕内にあつた、榮の部下で領民酋長の號を授けられた者が多い中に只一人彼が鎮人酋長の號を受けるといふことも理解出来ないことである。當然領民酋長となすべきである。

以上明らかに番號の冠せる領民酋長を列擧したが、死後に贈られた破六韓常や又父の第一領民酋長を繼いだと思はれる叱列伏龜を入れ更に領民酋長の號のみの張景略の祖、爾朱羽健、獨孤庫及び劉持眞を加へると二十七名となる。

(別表參照)

次に種族別に類別すれば、

一、鮮卑系 八名

乞伏纂、高歡、獨孤伏留屯、爾朱羽健、爾朱新興、爾朱榮、薛孤延、侯莫陳伏頽

二、匈奴系 四名

万俟普、破六韓孔雀、破六韓常、步大汗薩

三、勅勒系 四名

斛律那瓌、斛律金、斛律平、斛律光、

四、代郡西部 五名

叱列伏龜の祖、叱初伏龜、叱列延慶、叱列平、王懷、

五、其の他 六名

高宗、高市貴、念賢、梁禦、張景略の祖 劉持眞

となる、尤も出身が明示されて居ないので推定によつた者がある。従つて正確であると云へないが大体の傾向を知ることが出来る。代郡西部は鮮卑か匈奴に含まるべきものであらうが正史には代郡西部と記されてゐるので一項目を作つた。總括して鮮卑、匈奴、勅勒等の北方民族に多いことになる。又地方別に類別すると北邊二十一名、西邊が二名、其の他が四名となり北邊が圧倒的に多い。時代的に類別すると魏初に五名、中期に二名、魏末に二十名となる。要するに領民酋長の號は北邊にありたる北方民族であつて北魏末に多い。

更に領民酋長の内容に就いて考察をすれば、隋書卷五十五、爾朱敬傳に

爾朱敬字乾羅、秀容契胡人、爾朱榮族子也。

とあり、爾朱榮は明かに契胡人としてゐる。羽健が契胡の武士千七百人を率ゐて太祖に従つたと云ふが、契胡の一部族があり羽健がその酋長であつた。又洛陽伽藍記卷一には

惟黃門侍郎徐紇日、爾朱榮、馬邑小胡人

と云ひ、又北史にては汾州胡を以て叛逆したと記してある。以上により爾朱榮は契胡であつてその部下は契胡を中心

とするも次第に汾州胡も加つた。又北方民族の風習を示すものとして屢鑄像を以て占つてゐることである。拓跋朝の初期に於て道武帝、明元帝は金人を鑄て皇后の選擇を占つてゐる。爾朱榮も之を信じて居り、孝莊帝を擁立する時に鑄造し、又後に爵位(3)の異圖を抱いた折、己の像を四度迄作つたが失敗したのであると魏書に記してある、之等も北方民族に行はれて居つた迷信を堅く信じて居つた。

又契胡が狂暴なる一團であつたことを示すものとして、北齊書卷一に

葛榮衆、流入并肆者二十餘萬、爲契胡陵暴、皆不聊生、大小二十六反、誅夷者、豨草竊不止。

とあり、葛榮の徒が亂を起し、并州、肆州に流入した折、契胡のため散々な目に遭遇した。又北齊書卷一帝紀に

神武自向三山東、養士繕甲禁侵掠、百姓歸心。及許爲書、言爾朱兆將以三六鎮人配契胡爲部曲、衆皆愁怨。

とあり、高歡は爾朱兆が六鎮人を契胡に配して部曲にすると宣傳したので衆皆愁怨した。然して彼等が編民として扱はれたかどうか就いて考察を進める、史林第二十卷、第三號に於て内田吟風氏が

道武帝は夙に部落を散じて故族民と故酋長との交通を嚴禁し、普通の州郡政治を勵行し

と申されてゐる如く、部落を總て解散せしめ編民としたのである。然し魏書卷百三、高車傳によると、

太祖時、分三散諸部、唯高車以類羸獯、不任使役、故得別爲部落

とあり、高車族は編民としたけれども使役に耐へないので特別部落を形成した。又稽胡の場合を見ると北史卷九十六に

稽胡、一日步落稽、蓋匈奴別種、劉元海、五部之苗裔也。或云山戎、赤狄之後。自離石以西安定以東、方八

百里、居山谷間、種類繁熾。其俗土着亦知種田、地少桑蚕多衣麻布。(中略)雖分統郡縣、列於編戶上然輕其徭賦、有異華人。山谷阻深者又未盡役屬。而凶悍恃險爲寇。

とあり、稽胡は漢末南下せる匈奴の後裔で、今日の山西省中部の西方から黄河の對岸に分布して居つた。彼等は郡縣に分れて編戶となつたが、徭役や賦税は輕くて一般華人と異つてゐた。更に山奥の住者は少しも徭役せざる者もあつた。従つて編戶と云つても種々なる段階があつたことは明かである。又一方北方民族で編戶を好まぬ例もある。魏書卷九上、景穆十二王上に

(元遙)肅宗初、累遷太光祿大夫。仍領護軍、遷冀州刺史。(元)遙以諸胡先無籍貫、姦良莫辨、悉令造籍。又以諸胡設籍、當稅之以充軍用、胡人不願共構。

とあり、諸胡の籍が無いので善惡を辯ずることが困難であり、又課税や賦役も出来ないの籍を設けんとしたが胡人は願はなかつたのである。編民を多くせんとするのは北魏の重大な政策であつて三長制もその顯である。然し一時に一般編民と平等の義務を負はせることは種々なる困難があつた。高車の或部族の如く特別扱ひにした場合もあるし、稽胡の如く徭賦を輕くせねばならなかつた場合もある。爾朱氏の契胡の如きも、相當狂暴性を持つて居つたから一般編民と同じ扱ひにしたとは考へられない、爾朱氏に或程度の權限を與へ部落の取締に任せしむることが最も得策であつたのである。一種の羈縻政策と申すべきであらう。

然して領民の領字が當時種々なる場合に用ひられて居つた。魏書卷十九中、任城王證傳に

又奏、利國濟民、所宜振興者、十條(中略)九曰、三長禁姦、不得隔越相領戶、不滿者隨近并合

とあり、隣里黨の郷里組織の三長が支配する民家を領戶と稱してゐる如きである。三長が支配する範圍は戶數が單位

であるから當然領戸と稱したのである。又北齊書卷四十傳伏傳に

傳伏、太安人也。父元興、儀同北蔚州刺史。伏少從<sub>レ</sub>伐、以<sub>二</sub>戰功<sub>一</sub>、稍至<sub>二</sub>開府永橋領民大都督<sub>一</sub>。周帝崩、攻<sub>二</sub>河陰<sub>一</sub>、伏自<sub>レ</sub>橋夜度、入守<sub>二</sub>渾城<sub>一</sub>。

とあり、傳伏が軍官<sup>(38)</sup>の大都督であるが然かも民治にも參與したので領民大都督としたと考へる。

以上の考が許され、ば領民酋長とは完全ならざる領民、即ち、籍に入つてゐるが徭賦に差異のある編民を統率する酋長の意であらう。然かもその領民酋長には順位があり第三、第二、第一と上位になる。隋書<sup>(39)</sup>卷百二十七、百官志には北齊の官制として、第三領民酋長は視從第五品で諸州中正と同品で第二領民酋長は視從第四品で第一領民酋長は視從第三品となる。更に同條に不領民酋長の號がある、矢張り第三、第二、第一とありその意味に就いては何等記す所がない。正史の何處に於ても具體的に例を見ることが出来ない。推測すれば、不領民とは編民を領せざるの意にして、歸服せる部族が未だ戸籍に編入せざる場合、その酋長の地位を確認して不領民酋長の號を授けたものであらう。而て不領民酋長は領民酋長より勳品が一段階下級となつてゐる。又同條に酋長の外に夫々庶長があることが認められる。即ち部族の多少により酋長庶長の別があつた。魏書卷九、肅宗紀に

延昌四年九月乙巳、皇太后親覽<sub>二</sub>萬機<sub>一</sub>詔曰、(中略)比冀方未<sub>レ</sub>肅、徐城寇擾、將統久勞、士卒疲弊、並遣<sub>二</sub>撫慰<sub>一</sub>賜以<sub>二</sub>衣馬<sub>一</sub>。緣邊州鎮、固捍之勞、朔方酋庶、北面所<sub>レ</sub>委。亦令<sub>二</sub>勞資以副<sub>二</sub>其心<sub>一</sub>。

とあり、朔方の酋庶に北面の武備を委任するの意味が述べられてゐるが、之は酋長、庶長の存在を示すものと思ふ。又魏書卷二十、孝靜紀に

天平三年二月丁酉、詔加<sub>二</sub>齊文襄王<sub>一</sub>、使持節尚書令、大行台大都督<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>鮮卑、高車酋庶<sub>一</sub>、皆隸<sub>レ</sub>之。

とあり、齊文襄王即ち高歡の子高澄が大行台大都督に任ぜられ、鮮卑、高車の酋庶が之に隸屬したと稱せるが、此の酋庶も酋長、庶長と解するものである。

要するに領民酋長制は北朝の北魏、北齊に於て北方民族が降服した場合に編民としたけれども直ちに一般華人と同じ徭賦を課することなく種々なる段階を設けて特殊部落を形成し、その酋長に號を與へて羈縻政策を行つた。北魏の太祖道武帝の登國の初年に設けられたが北魏末の擾亂期に多く、北方民族を糾合せる爾朱榮や高歡は巧みに此の號を利用した。

### 補註

#### (1) 金石萃編 卷三十八

張景略銘

碑高廣俱一尺八寸、十七行、行十七字、隸書今在彰德府。

君諱景略、燕州上谷人。漢司徒華之後也。皇帝布護、將相蟬聯、備諸圖史、其可伊述。祖驃騎大將軍第一領民酋長文城公。又遷燕州諸軍事燕州刺史。(以下略)

#### (2) 魏書卷百十三、官氏志。

初帝(太祖道武帝)、欲法古純法、每於制定官號、多不依周漢之舊名。或取諸身、或取諸物、或以民事、皆擬遠古雲鳥之義。諸曹走使謂之鬼鴨、取飛之迅速。以伺察者、爲候官、謂之白鶯。取其延頸望遠。自余之官義皆類之。

(3) 北齊書卷二十五、王紘傳。王紘字帥羅，太安狄那人也。爲小部酋帥。

北齊書卷二十七、可朱渾元傳、可朱渾元、字通元、自云之遼東人。世爲渠帥、魏時、擁衆內附。

(4) 魏書卷二十、叱列伏龜傳、

(5) 魏書卷二十九、高淋傳、

(6) 魏書卷十五、昭成子孫傳、

忠子暉、字景襲、少沈敏頗涉文史。世宗即位、拜尙書主客郎、巡省風俗、還奏事稱旨、爲給事黃門侍郎。初高祖遷洛、而在位舊貴、皆難於移徙、時欲和合衆情、遂許冬則居南、夏使居北。世宗、頗惑左右之言、外人、遂有還北之聞、至乃勝寶田宅、不安其居、暉乃請問言事。世宗曰、先皇遷都之日、本期冬南夏北、朕欲聿遵成語、故有外人之論、暉曰、先皇移都、爲百姓戀土、故發冬夏二居之詔、權寧物意耳。乃是當時之言、實非先皇深意、且北來遷人、安居歲久、公私計立、無復還情。陛下終高祖定鼎之業、勿信邪、臣不然之說、世宗從之。

(7) 北史卷五十四、庫狄干傳。

(8) 魏書卷九、帝紀。

(9) 洛陽伽藍記卷三。

(10) 北齊書卷十九、侯莫陳相傳。

(11) 隋書卷五十五、乞伏慧傳。

(12) 魏書卷百三、高車傳。

高車蓋北狄之餘種、初號爲三狄歷、北方以爲三勒勒、諸夏以爲三高車、丁零。其語略與三匈奴同。而時有少異、或云三其先匈奴之甥也。其種有三狄氏、表乾氏、斛律氏、解批氏、護骨氏、異奇氏。

(13) 北齊書卷十七、斛律金傳。

正光末、破六韓拔陵構逆、金擁衆屬焉。陵假三金王號、金度陵終敗滅、乃統三所部方戶、詣雲州請降、即授三第二領民酋長。稍引南出黃瓜堆、爲三杜洛周所破、部衆分散、金與三兄平二人、脫身歸三爾朱榮、榮表金爲三別將、累遷三都督。(中略)武定初、北豫州刺史高仲密、據三城西叛。周文帝入三寇洛陽、高祖使三金統三劉豐、大洋步薩等步騎數萬、守三河陽城以拒之。高祖到、仍破三密軍、還除三大司馬、改封三石城郡公、邑一千戶、轉三第一領民酋長、

(14) 北齊書卷十七、斛律光傳。

先是、世祖命納三光第二女、爲三太子妃。天統元年、拜爲三皇后、其年、光轉三大將軍。三年六月、父喪去官、其月、詔起三光及其弟羨、並復三前任、秋、除三太保三襲三爵威陽王、并襲三第一領民酋長、別封三武德郡公。

(15) 北齊書卷十七、斛律羨傳。

(16) 魏書卷十八、叱列延慶傳。

(17) 北齊書卷二十七、破六韓常傳。

(18) 周書卷十四、念賢傳。

(19) 北齊書卷一、帝紀。

(20) 北齊書卷十九、高市貴傳。



(21) 北齊書卷十九 王懷傳、

(22) 北齊書卷十九 薛孤延傳、

(23) 周書卷十七 梁禦傳、

(24) 北齊書卷二十 步大汗薩傳、

(25) 濱口重國氏、「高齊出自考」

史學雜誌、四十九編の第八號、第九號、

(26) 北齊書卷一 帝紀、

孝莊帝立、以定策勳、封銅鞮伯、及爾朱榮、擊葛榮、令神武喻下賊別稱王者七人、後與行台于暉、破羊侃于泰山。尋興元天穆、破刑果于濟南、累遷第三鎮人酋長、常在榮帳內、榮嘗問左右曰、一日無我誰可主軍、皆稱爾朱兆、曰此正可統三千騎以還填代我主業者、唯賀六渾耳。

(27) 蒙思明「元魏的階級制度」に於て引用、

史學年報第二卷、第三期

(28) 北齊書卷一 帝紀、

爾朱度律、廢元畢而立節閔帝、欲羈縻神武。三月、乃曰節閔帝、封神武爲渤海王。徵使入覲、神武辭。四月癸巳、又加授東道大行台、第一鎮人酋長。

(29) 鎮人酋長表

張景略の祖	燕州上谷	魏初	第一領民酋長	金石萃編卷三十八
爾朱羽健	爾朱川	登國初年	領民酋長	魏書卷七十四
獨狐伏留屯	雲中	魏初	領民酋長	周書卷十六
劉持眞	中山	魏中期	領民酋長	周書卷十七
叱列伏龜の祖	代郡西部	魏初	第一領民酋長	周書卷二十
叱列伏龜	代郡西部	魏末	領民酋長	北史卷六十一
高宗	高句麗	魏初	第一領民酋長	周書卷二十九
侯莫陳伏頽	代人	魏末	第一領民酋長	北齊書卷十九
乞伏纂	馬邑鮮卑	魏末	第一領民酋長	隋書卷五十五
爾朱新興	爾朱川	大和中	第一領民酋長	魏書卷七十四
爾朱榮	爾朱川	肅宗期	第一領民酋長	洛陽伽藍記卷一
萬俟	曹	正光中	第二領民酋長	北齊書卷二十七
斛律那瓌	朔州勅勒	魏末	第一領民酋長	北齊書卷十七
斛律金	朔州勅勒	正光末	第二領民酋長	北齊書卷十七
斛律平	朔州勑勒	正光末	第一領民酋長	北齊書卷十七
叱列延慶	代西部	正光末	第一領民酋長	魏書卷八十
叱列平	代郡西部	正光末	第一領民酋長	北齊書卷二十
破六韓孔雀	附化人匈奴	正光末	第一領民酋長	北齊書卷二十七
高市貴	善無	建義	第一領民酋長	北齊書卷十九
王懷	不如	魏末	第一領民酋長	北齊書卷十九
破六韓常	附化人匈奴	魏末	第一領民酋長	北齊書卷二十七
念賢	金城抱罕人	永熙中	第一領民酋長	周書卷十四

梁	斛律光	朔州勅勒	魏末	第一領民酋長	周書卷十七
薛	延	代人	魏末	第一領民酋長	北齊書卷十七
步	大汗薩	太安狄那	魏末	第三領民酋長	北齊書卷十九
高	歡	渤海修人	魏末	第三領民酋長	北齊書卷二十
				第一領民酋長	北齊書卷一

(30) 北史卷九十二 王叔傳、

孝昌中、爾朱榮、以「汾州胡」、逆表、椿慰勞汾胡、汾胡與「林比州」、服其聲望、所至降下。

(31) 張翼「二十二史劄記」卷十四

(32) 魏書卷七十四、爾朱榮傳、

榮既有「異圖」、遂鑄「金爲己像」數四、不成、

(33) 歷代職官表卷五十七 總兵副將表、

(34) 隋書卷二十七 百官志中、

後齊制「官、多循後魏」、置「太師、太保、爲三師」。(中略)流內比「視官十三等」。第一領人酋長、視從第三品。第二領人酋長、視第四品。第二領人酋長、第一領人庶長、視從第四品。諸州大中正、第二領人酋長、第一領人庶長、視第五品。諸州中正、畿郡邑中正、第三領人酋長、第二領人庶長、視從第五品。第三領人酋長、第二領人庶長、視第六品。第三領人庶長、視第六品。第三領人庶長、視第七品。司州州都主簿、國子學生、視從第七品。(以下略)

尙本論作製後、東京文理大山崎宏教授より金石文の史料に就て御教示を戴く、即ち領民酋長の號のあるものとして  
芒洛家遺文上、「□隋墓誌」、第一領民酋長の號のあるものとして、金石萃編卷三二、「焦延昌造像碑」、郭下家墓  
遺文二、「魏叱列延慶妻爾朱氏墓誌」及び、京畿家墓遺文上、「隋王善來墓誌並陰」がある。